

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項の規定に基づく命令対象施設一覧（令和3年7月28日発出）

令和3年9月3日現在

No.	施設名	住所	命令の理由
1	魚と魚の店 魚坊主	沖縄県うるま市石川1-1-19	午後8時以降の営業が確認されたため
2	命令に応じる旨の報告有り（確認中）		
3	命令に応じる旨の報告有り（確認中）		
4	Island bar canopus	沖縄県石垣市美崎町13-2 金城ビル1階西	午後8時以降の営業が確認されたため
5	たかしの店	沖縄県石垣市新栄町22-24	午後8時以降の営業が確認されたため
6	Pigro Club	沖縄県石垣市美崎町13-10 仲松ビル 西1F	午後8時以降の営業が確認されたため
7	Sweet	沖縄県石垣市美崎町10-6 1F	午後8時以降の営業が確認されたため

※命令後に当該要請に従った対応がされた場合には、一覧から施設名を随時削除します。